

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年6月19日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 8件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	原子炉圧力容器上蓋フランジ温度記録計の打点不良を確認した。当該記録計を点検・修理。	
2	4号機	タービン建屋送風機(B)用電動機の点検時、回転軸と軸受けの嵌合寸法が許容値を超えていることを確認した。当該回転軸を修理。	
3	4号機	原子炉建屋付属棟(管理区域)地下2階北側通路非放射性スチームドレン移送系配管からの漏えいによる約80ccの水溜まり(汚染なし)を確認した。当該配管を点検・修理。	
4	4号機	残留熱除去系(A)／低圧炉心スプレイ系／原子炉隔離時冷却系の系統流量記録計に動作不良を確認した。当該記録計を点検・修理。	
5	4号機	ウォーターロードの曲がり調査を実施していたところ、燃料棒1本に付着物を確認した。バリ(余分部分)または酸化膜の剥離片であり燃料へ影響を及ぼす異物ではないと推定。当該事象の原因を調査。	
6	5号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機(A)ドレン集合箱の蓋シール部から空気の漏れを確認した。当該部を点検・修理。	
7	5号機	タービン建屋給気処理装置(C)の内部及び外部の基礎部から結露水が浸み出していることを確認した。当該部を点検・修理。	
8	6号機	中央制御室監視用画面#4における故障警報発生と、#6における表示不良を確認した。当該画面を点検・修理。	